

第94回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成31年1月18日(金)午後2時00分
- 2 開会の日時 平成31年1月18日(金)午後1時51分
- 3 閉会の日時 平成31年1月18日(金)午後3時22分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数17名 出席15名 欠席 2名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	出席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	浦上 和己	欠席	13	小林 弘幸	出席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	出席
7	河田 敬司	出席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	欠席	17	安田 久子	出席
9	久山 優	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局 担当局長 森本 章男	参事監 箕浦 勝宏
参事監 真田 明彦	総務・農政担当課長 倭 信幸
農地担当課長 佐藤 孝司	担当課長補佐 竹田 了久
農地担当係長 奥山 英明	副主査 柴田 美佳

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について(地上権の設定)
 (3) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 (4) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
 (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 別 紙 (7) 農業振興地域整備計画変更に関する意見について
- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
 (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について

(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

9 議事録署名委員の番号及び氏名

9番：久山 優 11番：河本 和彦

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会
第94回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。9番 久山 優委員、
11番 河本 和彦委員にお願いします。

議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長 (議案訂正等の説明)

議 長 それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、
を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請に
ついての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いし
ます。

奥山係長 1 ページ1番、受人は牟佐に居住し、世帯で約65アールの農地を耕作す
る農業者ですが、増反により牟佐の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関
係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件
をすべて満たしていると考えます。

2番、受人は芳賀に居住し、世帯で約53アールの農地を耕作する農業者
ですが、受贈により富吉及び芳賀の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関
係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件
をすべて満たしていると考えます。

3番、受人は尾上に居住し、約50アールの農地を耕作する農業者ですが、
増反により尾上の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関
係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件
をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は尾上に居住し、世帯で約122アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により尾上の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

中山委員 中・中央地区協議会で、1番から4番の4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 1ページ5番、6番は、関連がありますので、併せて説明します。

5番の受人は大井に居住し、世帯で約84アールの農地を耕作する農業者で、6番の受人は大井に居住し、世帯で約145アールの農地を耕作する農業者ですが、互いの大井の田と畑を交換しようとするものです。

いずれも、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、5番と6番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 1ページ7番、受人は吉備中央町に居住し、世帯で約56アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津高津の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関

係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番と9番は、同時申請ですので、併せて説明いたします。

受人は、御津中泉に居住していますが、御津中泉の畑に10年間使用貸借権を設定し、同時に御津宇甘の田を所有権移転して、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番と11番は、同時申請ですので、併せて説明いたします。

受人は、御津河内に居住していますが、御津河内の田に3年間使用貸借権を設定し、同時に御津河内の田を所有権移転して、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は御津国ヶ原に居住し、世帯で約35アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津国ヶ原の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、14番及び16番は、同時申請ですので併せて説明いたします。受人は、建部町川口に居住し、世帯で約288アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町中田及び建部町桜の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は建部町建部上に居住し、世帯で約42アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町建部上の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関

係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は建部町品田に居住し、世帯で約96アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町品田の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は建部町土師方に居住し、世帯で約55アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により建部町土師方の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は建部町角石谷に居住し、世帯で約90アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により建部町角石谷の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で7番から19番までの13件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 3ページ20番、受人は東畦に居住し、世帯で約96アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により東畦の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要

件をすべて満たしていると考えます。

21番、受人は築港ひかり町に居住し、世帯で約106アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により宮浦の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番、受人は西長瀬に居住し、世帯で約91アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により浦安西町の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

23番、受人は上中野に居住し、世帯で約47アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

24番から29番は同時申請ですので、併せて説明します。受人は迫川に居住し、世帯で約129アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により西高崎の田、奥迫川の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

安田委員 南区協議会で20番から29番までの10件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（1）については、中・中央地区1番から南区29番までの29件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

議 長 次に申請等（２）農地法第３条の規定に基づく許可申請について、
地上権の設定ですが、申請等（３）４条申請５番と申請等（４）５条
申請１１番と同時申請であり、相互に関連がありますので、申請等（４）
５条申請の審議の後、一括して審議することとします。

議 長 次に申請等（３）農地法第４条の規定に基づく許可申請について
の審議に入りますが、５番は５条申請の後に一括して審議します。そ
れでは、中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 ６ページ１番は、取り下げとなっています。

２番、平成３０年１２月４日農振除外済の案件で、転用目的は、墓地です。申請
人は、田原の山中に墓地を所有していますが、高齢のため墓地への参拝に苦慮して
おり、また、近年はイノシシの獣害により参道が荒らされ、通行が困難な状態であ
ることから、申請地に墓地を移転しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、農地区
分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準
上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員
さんの意見をお願いします。

中山委員 中・中央地区協議会で、２番の１件について協議したところ、事務局説明の
とおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 ６ページ３番、転用目的は農地改良のための一時転用です。申請人は赤磐市
に本店を置く農地所有適格法人ですが、平成３０年１２月１０日、３条許可に
より取得した申請地を農地改良し、いちごハウス及び野菜畑に利用しようとする
ものです。農地改良期間は、平成３１年２月１日から平成３１年３月３１日
までです。

申請地は農用地ですが、農地改良の一時転用であり、例外的に許可が可能です。
また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で3番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 6ページ4番、転用目的は農地改良のための一時転用です。申請人は平成30年に設立され、浦安本町に本店を置く農地所有適格法人ですが、申請地を農地改良し、果樹、野菜の栽培に利用しようとするものです。農地改良期間は、平成31年2月1日から平成31年12月30日までです。

申請地は農用地ですが、農地改良の一時転用であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

安田委員 南区協議会で、4番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(3)については、中・中央地区2番から南区4番までの3件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。なお、3番、4番の案件は、1月28日開催の岡山県農業会議に諮問し、許可相当との答申を受けて許可指令書を交付することとします。

議長 次に申請等(4)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。なお、南区の11番は、最後に一括して審議します。それでは、中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 7ページ1番、転用目的は、自己住宅です。申請人は、平田の借家に家族3名で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え住居が手狭となったため、夫婦それぞれの通勤が便利である申請地を所有権移転し、自己

住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、北長瀬駅から300m以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

中山委員 中・中央地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 7ページ2番と3番は、同じ地域ですので、併せて説明します。転用目的は、いずれも自己住宅です。

2番、申請人は田中の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、妻の実家に近く、子どもの面倒を看てもらうのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

3番、申請人は庭瀬の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、妻の実家に近く、お互いに助け合うのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、平成30年12月4日農振除外済の案件で、転用目的は露天駐車場です。申請人は、隣接地で特別養護老人ホーム等を運営していますが、利用者が当初見込みより多く、入居者家族、施設利用者及び職員駐車場が不足しているため、露天駐車場として一時転用中ですが、引き続き使用するため永久転用の許可を受けるものです。

農地区分は、庭瀬駅から500m以内の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、平成30年12月4日農振除外済の案件で、転用目的は分家住宅です。申請人は、庭瀬の借家に家族3人で居住していますが、両親が高齢で室

内の移動が不自由なため、母親の実家から近く、農業の手伝いにも便利な母所有の申請地を借り受け、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅で母の土地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、2番から5番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津建部地区の説明を事務局からをお願いします。

奥山係長 7ページ6番、転用目的は露天駐車場で、永久転用目的の一時転用です。申請人は、平成元年に設立され、大阪市に本店を置き、医薬材料の製造・販売を主な事業としており、申請地の南約850mの位置に岡山工場を所有しています。事業の拡大に伴い駐車場が不足していますが、工場敷地周辺には、新たな駐車スペースは存在せず、また、候補地となるような農地等もないため、申請地に賃借権を設定し、露天駐車場に一時転用しようとするものです。一時転用期間は、許可日から3年間です。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は、貸露天駐車場及び貸露天資材置場です。申請人は、昭和54年に設立され、御津国ヶ原に本店を置き、土木工事・建築工事を主な事業としている中川建設株式会社の取締役個人で、申請人個人に所有権移転した後に、中川建設との間で賃貸借契約を結ぼうとするものです。中川建設は申請地の隣接地を借り受け露天資材置場として利用していますが、昨年7月豪雨の際、浸水したため、借り受け地の一部を返却して、より高い場所にある申請地に移転しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農

地区区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、転用目的は、自己住宅です。申請人は、御津宇垣の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、申請人の妻の実家に近く便利の良い義父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、転用目的は、自己住宅です。申請人は、現在、真庭市西河内の借家と吉備中央町の実家にそれぞれ居住していますが、この度、結婚して一緒に生活をするため新居を構えることにし、申請人の妻の実家に近く便利の良い妻の父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

なお、建物は既存宅地に建設しますが、申請地を既存宅地までの進入路として使用する予定です。

農地区区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、平成30年12月4日農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場です。申請人は、昭和55年に設立され、美作市に本店を置き、機械部品の製造を主な事業としています。申請人は、申請地の隣接地に自社工場を所有していますが、駐車場が不足しており、トラックの搬入出作業にも支障が生じているため、申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、6番から10番の5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 12番、転用目的は露天駐車場・露天駐輪場です。申請人は昭和31年に設立され、伊福町に本店を置き、自動車販売業を主な事業としています。申請人は古新田に店舗があり、その従業員用に借りていた駐車場を返却し駐車場が不足しているため、店舗付近に位置し30台分駐車場が確保できる申請地を所有権移転し、露天駐車場・露天駐輪場に転用しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから300メートル以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番から19番は同じ地域で関連がありますので、併せて説明します。転用目的はすべて自己住宅です。

13番、申請人は、大福の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、現住居や妻の実家に近く、生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

14番、申請人は、今保の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、勤務先に近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

15番、申請人は、東区益野町の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

16番、申請人は、久米の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の姉の居住地に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

17番、申請人は、平野の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

18番、申請人は、今の持家に家族6人で居住していますが、手狭になったため、勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には申請人の二女の家族3人が引き続き居住します。

19番、申請人は、大福の借家に家族3人で居住していますが、家財道

具が増え手狭になったため、現住居に近く生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも福田地域センターから500メートル以内の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番、平成30年12月4日農振除外済みの案件で、転用目的は分家住宅です。申請人は、家族4人で藤田に居住していますが、現住居が土地収用の対象となったため、実家に隣接し、耕作や両親の面倒を見るのに便利な母所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、母の土地で他に代替地がなく例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番から25番は同じ地域に関連がありますので、併せて説明します。平成30年12月4日農振除外済みの案件で、転用目的はいずれも自己住宅です。

21番、申請人は、玉野市和田の社宅に家族5人で居住していますが、建物が老朽化し使い勝手が悪くなったため、妻の実家に近く、勤務先も近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

22番、申請人は、福田の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、現住居や実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

23番、申請人は、浦安本町の妻の実家に家族6人で居住していますが、子どもの成長に伴い手狭になったため、妻の実家に近く生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には妻の両親と妹が引き続き居住します。

24番、申請人は、松浜町の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い手狭になったため、現住居に近く生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

25番、申請人は、福富中の借家に家族8人で居住していますが、子どもの成長に伴い手狭になったため、現住居に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも南区役所から300メートル以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

26番、27番は同じ地域に関連がありますので、併せて説明します。平成30年12月4日農振興除外済みの案件で、転用目的はいずれも自己住宅です。

26番、申請人は、赤磐市桜が丘西一丁目の母の持家と浜野の祖父の持家にそれぞれ居住していますが、同居するため、妻の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居にはそれぞれの家族が引き続き居住します。

27番、申請人は、福田の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、すべて南区役所から500メートル以内の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

28番、平成30年12月4日農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、泉田の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、南区役所から300メートル以内の3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

29番、転用目的は自己住宅です。申請人は、玉野市槌ヶ原の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い手狭になったため、実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

安田委員 南区協議会で、12番から29番までの18件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（4）については、南区11番を除く中・中央地区1番から南区29番までの28件を許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等（2）1番、申請等（3）5番、申請等（4）11番について、一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

柴田副主査 6ページ5番の申請等（3）農地法第4条申請、8ページ11番の申請等（4）農地法第5条申請及び5ページ1番の申請等（2）農地法第3条の地上権設定申請は、同時申請となっていますので、一括して説明します。

今回の申請は、営農継続型太陽光発電施設への転用を目的としたもので、農地の上に太陽光パネルを設置し、パネル下部で原木シイタケの栽培を行うというものです。

営農継続型太陽光発電設備についての農地転用に係る取扱は、支柱の基礎部分が一時転用の対象となり、一時転用期間は3年間です。また、一時転用許可に当たり、営農の適切な継続が確実か、周辺の営農上支障がないか等を確認する必要があります。許可後は、年に1回下部農地において生産された農作物に係る状況を報告する義務があります。3年後には下部農地での営農状況を示した上で、さらに3年間の一時転用許可を取る必要があります。

4条申請、5条申請については、申請地が農用地区域内の農用地であり、転用目的を営農型太陽光発電設備として一時転用しようとするものです。一時転用期間は許可日から3年間です。また、3条申請については、申請地の所有関係について太陽光発電設備設置者と営農者が異なるため、受人が営農型太陽光発電設備設置のための地上権設定を行うものです。

営農継続型太陽光発電施設への転用は、農地の上に太陽光パネルを設置しパネル下部では引き続き農業を行うというもので、通常の農地転用の審査に加えて適切に農業が行われるかどうかを審査する必要があり、計画し

ている作物を栽培する上でパネル設置により日照が遮られることでどのような影響があるかを示した「知見を有する者からの意見書」、下部での農業に関する「営農計画書」等の添付が必要となります。「意見書」は、日本きのこセンターからによるもので、シイタケ菌は高温に弱く直射日光を遮り通風をよくする必要があるため太陽光パネル下部での栽培は問題なく、4年間で生シイタケ1キログラム程度の生産量は妥当な数字であり、生産量の安定性を高めるため散水等の施設整備が必要である、という内容です。

また、営農計画書によりますと、以下の概要で営農を行う計画となっています。

営農型発電設備の設置を計画している農地面積は、4,878.4㎡、また、該当農地と一体として営農を行う農地面積は、2,285.6㎡、合計で7,164㎡となります。営農者は、新規就農者1名が中心となり総勢で6名です。栽培経験・実績がないことについては、営農指導として、一般財団法人日本きのこセンターの職員から指導を受けることとしており、初年度については、当初の植菌や収穫については他施設で実習を行い、その後は、状況に応じて週に1回から月に2回の頻度で指導を依頼しています。

作付予定作物は、原木シイタケで4年間で1サイクルとして、年度毎の単収見込みは、10アール当たり1年目約130kg、2年目約1800kg、3年目約1500kg、4年目約1300kg、5年目約1800kgであり、岡山県の平均的な単収と比較して同程度の収穫量が見込まれる計画となっています。なお、5年目までに原木を半数以上から全てについて交換する計画です。

シイタケは、陰性の作物であるため、木漏れ日が入るか、反射光だけしか入らない場所での栽培が通常であり、直射日光や高温を避けるために太陽光パネルを利用して、地上からの高さが2m以上の人工庇陰下での栽培が可能となります。農作業については、農業機械を使用することはなく、水分管理が主な作業となり、夕方の1～2時間程度水道水による散水を行う計画です。

今回の申請については、意見書や営農計画書など必要最低限の書類は整っており受理しましたが、更に添付書類を補足する、あるいは説明する資料が必要と考え、追加資料の提出を求めていました。その結果、1月15日付で追加資料の提出がありましたが、その資料も含めて慎重に協議するという理由から、南区協議会では保留意見となりました。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

安田委員 南区協議会で、申請等（２）１番、申請等（３）５番、申請等（４）１１番について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも保留意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

池上委員 原木シイタケの栽培とのことですが、申請地が山際でなく中畦というのは、何か理由がありますか。

会 長 申請者が申請地である中畦の農地を所有していたことが理由。今までは、申請地を耕作目的で貸していたが、今回の申請のために返却してもらっている。申請者は農業経験がなく、協議会でその点についても問題となった。また、申請地周辺は水田地帯なので、シイタケの原木栽培を行うのであれば、強制排水を行う設備が必要なのではないかと思う。

河田委員 農薬散布時に農薬がパネルにかかる場合や、稲刈り後に籾殻を焼いた際、灰がパネルにかかる場合などが想定されるが、問題ないのか疑問に思う。また、申請地周辺は水田地帯なので、異なった作物を栽培することによって、周辺の営農にどのような影響があるのか地域の問題として考えなければいけないのではないかと思う。

小林委員 用水が溢れた場合に農地へ水が入り、原木が水に浮くといった懸念はないのか。

会 長 その点について、申請者に対して強制排水の必要性を指摘したが、強制排水なしで栽培可能との返答であった。

会 長 営農継続型太陽光発電施設の存続要件について、３年後に規定収量を下回った場合、設置してあるパネルを撤去することは可能なのか。

事務局 ３年後に収量が８割を下回ると継続しての転用は不許可となります。その場合、パネルを撤去する必要が生じます。

小林委員 その場合、強制的に撤去することが可能か。

事務局 申請人が撤去を行わない場合、農地転用違反となり、違反指導を行うこととなります。

議 長 原木の購入数は相当数となるが確保可能なのか、また、採算についても不透明と思う。

会 長 主たる目的は、太陽光発電施設ということだと思う。

池上委員 申請地近隣の意見を取り込む必要があるか否か判断できないが、南区協議会で更に議論をお願いしたい。

議長 色々な意見がありますが、今回は、申請等（２）南区１番、申請等（３）南区５番及び申請等（４）南区１１番については、いずれも保留と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等（５）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

柴田副主査 １１ページ１番の１件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、財団から担い手への所有権移転です。計画内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、南区協議会では、原案どおり承認意見となっています。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（５）については、南区１番の１件を原案どおり決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等（６）農地法第３条の３第１項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 １２ページ中・中央地区１番から１８ページ南区２４番までの２４件で、権利の種類及び内容をご覧のとおりで、いずれも相続による所有権取得です。あっせん希望はありません。各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等（６）の２４件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

議 長 次に申請等（７）農業振興地域整備計画変更に関する意見についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 別紙議案の申請等（７）農用地利用計画変更申出一覧表をご覧ください。平成30年8月締めの農用地除外申出について、現地確認や協議を行った結果、変更案がまとまり、岡山市の農林水産課から意見を求められているものです。表中の斜線が引いてある案件については、取下げ又は除外しない方針が示されたものです。他の案件については除外相当の案となっています。また、岡山地域及び建部地域については編入分もあります。内容については、ご覧のとおりです。

各地区協議会でご協議いただきまして、岡山地域、御津地域、建部地域及び灘崎地域について、いずれの協議会も変更計画案は適当であるとの意見となっています。

議 長 事務局から説明がありましたが、農業振興地域整備計画変更に関する意見については、岡山地域、御津地域、建部地域及び灘崎地域とも、原案は適当であるとの意見でよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定します。

議 長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 報告（１）農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、19ページ1番から6番までの6件です。転用目的は、共同住宅4件、サービス付高齢者向住宅・診療所兼薬局1件、露天駐車場1件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（２）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、20ページ1番から21ページ16番までですが、20ページ7番が取止めとなっていますので、15件です。転用目的は、自己住宅2件、住宅地・通路1件、住宅地2件、共同住宅2件、事務所兼工場1件、分譲住宅地2件、露天駐車場1件、保育園施設の拡張1件、分譲宅地1件、敷地拡張1件、長屋建住宅1件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（３）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、22ページ1番から26ページ27番までの27件で、解約理由は耕作目的で26件、転用目的で1件です。離作料は、記載のとおりとなっています。

次に報告（４）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、27

ページ1番から6番の6件で、内容は農業用倉庫3件、進入路2件、露天駐車場1件、です。

最後に報告(5)農地改良届については、28ページ1番から6番の6件で、内容は、果樹園2件、普通野菜畑2件、育苗圃2件です。

議長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全員 異議なし

議長 以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 (農政関係等について説明)

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他、何かありますか。

事務局 (1) 次回総会予定(2月18日(月)市役所7階大会議室)

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後3時22分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員